

鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア管理規程細則

(趣旨)

第1条 この細則は、鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア管理規程（以下「規程」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書の受付)

第2条 規程第5条第1項に規定する鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア利用許可申請書の受付は、減免基準に該当する者においては、原則として利用開始の日の3ヶ月前、それ以外の者においては、原則として利用開始の日の2ヶ月前から開始するものとする。ただし、許可申請ができる日以前に申請することに対し、正当な事由があり、鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(利用上の制限)

第3条 規程第6条に規定するもののほか、鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリアの利用について、次に掲げる区分に従い制限することができる。

- (1) スポーツ広場の利用については、全面利用を原則とし、一部利用を認めない。ただし、館長が特に許可した場合はこの限りではない。
- (2) 要介護者は介護者の付き添いがなければ利用することができない。
- (3) トレーニングルームの利用について、障がい者の需要等を把握するため、当面、障がい者のみの利用とする。ただし、障がい者と同伴して利用する健常者はこの限りではない。
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要があるときは館長がその都度定めるものとする。

(利用料の返還額)

第4条 規程第12条に規定する利用料の返還の額は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 利用者の責任によらない理由で使用できなくなったとき。：10/10
- (2) 利用開始の日の5日前までに利用の取消し、又は変更の届出をしたとき。：利用しなくなったことに係る利用料の額
- (3) 前各号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。：館長が定める額

(様式)

第5条 規程にある鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア利用許可申請書（兼利用料減免申請書）、鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア利用許可書（兼利用料減免承認書）、鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリアトレーニングルーム利用登録申込

書、鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア利用利用報告書、鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア利用取消（変更）届出書、鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア返還申請書は、別添様式1～6のとおりとする。

（その他）

第6条 前各号に定めるもののほか、必要があるときは、会長がその都度定めるものとする。

附則

この細則は、令和2年7月1日から施行する。